

令和8年4月17日

保護者の皆様へ

徳島市教育委員会教育長

ラーケーション制度のご利用について

日ごろは本市の学校教育にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、徳島市立の各学校では、令和8年4月からラーケーション制度を導入しております。つきましては、制度の趣旨等をご理解いただき、適切な利用についてご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1 ラーケーションとは

児童生徒が保護者等とともに、平日に校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び・活動を自ら企画し実行することができる機会を確保する制度です。

- 校外での自主学習活動であるため、学校に登校しなくても欠席にはなりません。（出席停止等と同様、「教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱われます。）
- 保護者の休暇に合わせて、事前(1週間前まで)に学校へ届出を行うことで取得できます。
- 4月1日から翌年3月31日までの1年度内に最大3日まで取得可能で、1日単位での取得となります。連続して取得することもできますが、残った日を次年度に繰り越すことはできません。

2 ラーケーションの取得方法

- (1) お子様と一緒に計画を立ててください（取得日、学ぶ場所、学ぶこと）。
- (2) 「ラーケーション取得届出書」の様式を徳島市ホームページからダウンロードまたは担任への申出等により入手し、必要事項を記入の上、取得予定日の1週間前までに担任等へ届け出てください。
- (3) ラーケーション取得日に校外での体験や探究の学び・活動を行ってください。
- (4) 活動後は振り返りを行い、今後の学校生活や日常生活にどのように活かしていくか家族で話し合しましょう（学校への報告書類の提出は不要です）。

3 ラーケーションを取得できない日

学校ごとに、学校行事やテスト期間など、ラーケーションを取得できない日があります。

[例] ・学校式典の日（入学式、卒業式、始業式など）

- ・テスト期間
- ・学校行事の日（遠足、校外学習、宿泊学習、修学旅行、授業参観、運動会など）
- ・保健関係の検診がある日

※ 詳細は、各学校にご相談ください。

4 その他留意点

- 制度の趣旨から、ラーケーション取得日は保護者等と一緒に活動する必要があります。
- 学校が定める「ラーケーションを取得できない日」にラーケーションの目的で休む場合は、「家事都合による欠席」扱いとなります。
- ラーケーションを取得したことで受けられない授業の内容は、家庭での自習により補ってください。

5 お問い合わせ先

- 申請手続きに関すること
各学校にお問い合わせください。
- 制度内容に関すること
徳島市教育委員会事務局 学校教育課 電話：088-621-5412

以 上